○農林水産省告示第二千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一三〇〇の二〇、一三〇〇の二〇七、一三〇〇の二〇九、一三〇〇の二一〇、一三〇〇の二一一・一三〇〇の二一二・一三〇〇の二一四・一三〇〇の二一五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇〇の二一六、一三〇〇の二一七、一三〇〇の二一八、一三〇〇の二二七から一三〇〇の二二九・一三〇〇の二三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇〇の二三一、一三〇〇の二三二、一三〇〇の二三三から一三〇〇の二三六まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇〇の二二八、一三〇〇の二二九・一三〇〇の二三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇〇の二三一、一三〇〇の二三二、一三〇〇の二三三から一三〇〇の二三六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇九から一三一一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市石見川一、二、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、二〇から二六まで、二七の一、二八の一、三〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県島田市神尾字大津根七五の一四（次の図に示す部分に限る。）、榛原郡川根本町下長尾字松坂一六〇、浜松市天竜区水窪町奥領家三九六二、三九七四、三九八二の一、三九八二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大津根七五の一四、字松坂一六〇・天竜区水窪町奥領家三九六二・三九七四・三九八二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　静岡県掛川市丹間字ヤイカ子五〇四の一、五〇四の四、五〇五、五〇六の二、五〇六の五、五〇七の二、五〇八の一、五〇八の二、五〇九の一の三、五一二の一の二、五一二の一〇、五一四の一の一、五一四の一の二、五一四の一の三、五一四の二、五一四の三、五一五の一の二、五一五の三、字奥薮五二一、五二四、五二六の二、字西海戸五四四の三、五四五、五四六、字ムマツクロイバ五五三、字峯平五五七、五五八の一、五五九の一から五五九の三まで、五六〇、五六二、五六四の一、五六四の二、五六五、五六七から五六九まで、五七〇の一から五七〇の三まで、字峯山五五八の二、五八一の一、七三九の一、七三九の二、七四〇、七四一の一、七四一の二、字宮下五七七、字向段六一二、六一三の一、六一四の一、字瀬戸山七一九の二、七四二の一、七四二の二、七四四の一、七四六から七四八まで、七四九の一、七四九の二、七五二の四から七五二の六まで

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤイカ子五〇四の一・五〇六の二・五一五の一の二・字瀬戸山七四七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　㈠　保安林の所在場所　静岡県掛川市丹間字瀬戸山二一の一、一二四の一、七一二、字土間三三の一、三四、三五、字サルシタ三六、三七、七三、七四の二、七四の二の一、七六、七七、字境沢八九の一、九四の一、字陳川九〇の一、九二の一、字百ノ久保一〇〇、一〇一、字椎木沢一〇二、一〇三の一、字新林一一四の一、字下別当一一七の一、一一八の一、字クルミ沢一二〇、字久保平一二一、字ヘタマ一二二、字道通り一八七の一、一八九の一、字地ノ神上二一五から二一八まで、二一九の一、二一九の二、字西海戸二二六、二二七、字宮ノ沢四六九の一、四六九の二、四七〇の一の一の二、四七〇の二、字ノタウラ四七一の一から四七一の三まで、字宮ノ前四七二の二の三、字仲切山七一三の二、七一五の一、字平グス下七一四の一

㈢　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字所ノ沢五二一三、五二一四、五二一六、五二一七、五二一八の一から五二一八の三まで、五二二七

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。